

滑川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 17,547	千円 5,819,014	千円 356,903	千円 965,183	% 16.6%	% 18.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 105	千円 404,992	千円 44,534	千円 143,050	千円 592,576	千円 5,644	千円 5,612

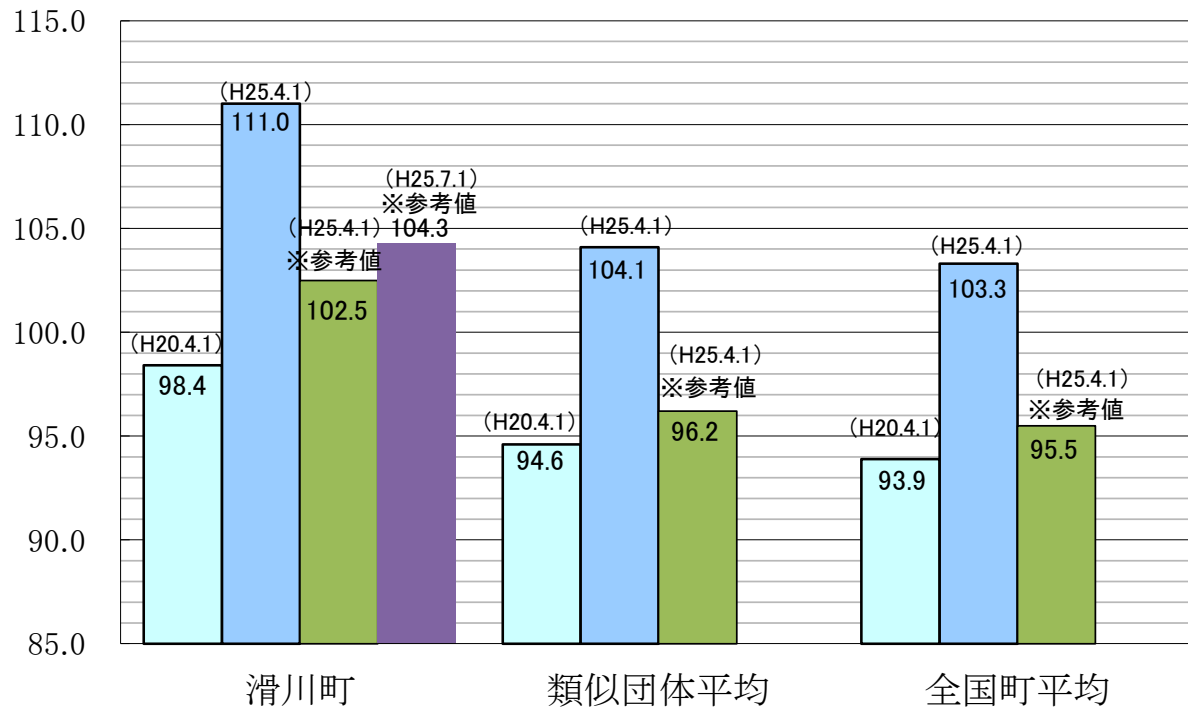
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
減額措置の内容	
(給料) 町長10%、副町長10%、教育長10% 課長級(6級)7.44%、主任～副課長級(2～6級)5.92%、主事(1級)3.63%、 ラスパイレス指数 減額前 H25.4.1(110.8)・※参考値(102.3) 減額後 H25.7.1(104.3) ※参考値は、国家公務員の給与減額措置がないとした場合	
(手当) 管理職手当、時間外勤務手当は、減額後の給与月額により計算	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	40.7 歳	320,800 円	360,329 円	374,390 円
埼玉県	43.5 歳	344,018 円	431,835 円	389,745 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	53.6 歳	2 人	296,600 円	298,200 円	296,600 円
埼玉県	53.9 歳	416 人	356,607 円	411,780 円	394,552 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滑川町	30.1 歳	239,500 円	258,657 円
埼玉県	43.4 歳	365,373 円	423,347 円
類似団体	41.5 歳	302,044 円	323,362 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		滑川町	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	146,700 円	—
	中学卒	— 円	131,150 円	—
教育職	大学卒	178,800 円	199,700 円	—
	高校卒	— 円	154,900 円	—

(注) 国家公務員における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,700 円	315,100 円	362,000 円	389,000 円	420,300 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	376,500 円	403,700 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	296,550 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	250,400 円	— 円	356,800 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

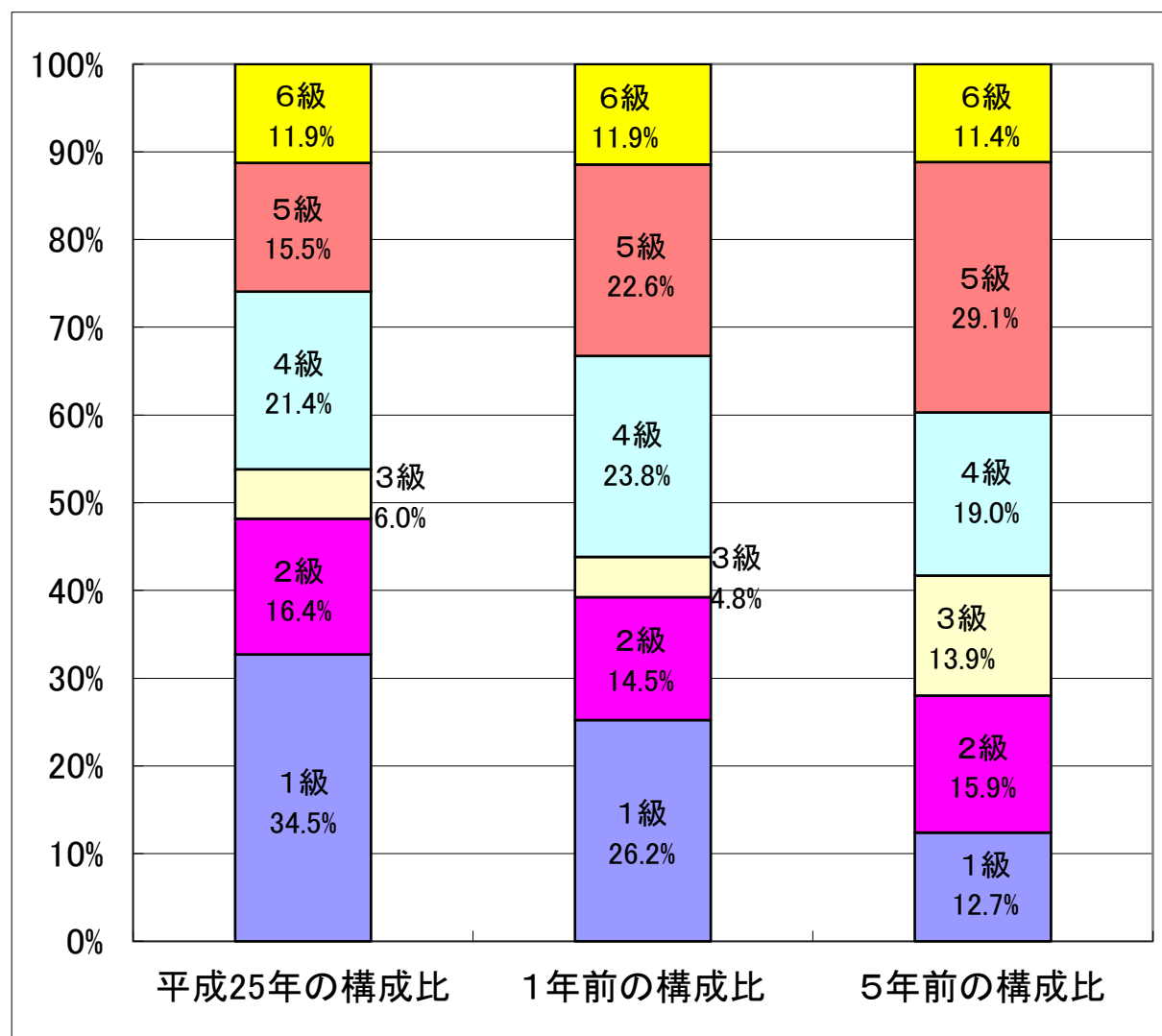
(注) 各経験年数区分の給料月額の該当が無い場合、近似値を使用しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	29人	34.5%	135,600円	279,700円
2級	主任	9人	10.7%	222,900円	353,000円
3級	主査	5人	6.0%	261,900円	390,100円
4級	副主幹・主幹	18人	21.4%	289,200円	402,500円
5級	主席主幹・副課長	13人	15.5%	320,600円	424,600円
6級	課長・参事	10人	11.9%	366,200円	458,400円

- (注) 1 滑川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滑川町		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)		—	
1,362	千円	1,644	千円		
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度については現在検討中のため、平成24年度においては成績率に差を設けず一律支給を行った。

(2) 退職手当 (平成25年4月1日現在)

滑川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(3) 地域手当

(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	0 %	人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	37 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	2,846 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	12.4 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税等出張徴収手当	税務課、町民福祉課	出張徴収業務	日額500円
滞納処分執行手当	税務課	滞納処分の執行業務	日額1,500円
防疫作業手当	町民福祉課	防疫作業業務	1回当たり1,000円
死体処理手当	町民福祉課	行路死亡人の処理業務	1件当たり10,000円
特殊自動車運転手当		特殊自動車の運転業務	県内日額500円 県外日額1,500円
緊急道路補修手当	建設課	緊急の道路補修業務	日額500円
境界査定手当	建設課	境界査定業務	日額500円
用地交渉手当	建設課	用地交渉業務	日額500円
犬猫等死体処理手当	環境課	犬猫の死体処理業務	1件当たり500円
行路病人救護手当	町民福祉課	行路病人の救護業務	1件当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	17,960 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	171 千円
支給実績(23年度決算)	19,642 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	185 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	扶養親族 ①22歳以下の子及び孫 ②60歳以上の父母 ③22歳以下の弟妹 ④心身に著しい障害がある者 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円、配偶者がいない場合の第1順位11,000円、年度当初15歳から22歳までの子には5,000円加算	同じ		10,878 千円	209,192 円
住居手当	借家 ①月額23,000円以下のとき 家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超えるとき 家賃の月額から12,000円を控除した額の2分の1(控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	同じ		3,480 千円	267,692 円
通勤手当	自動車等の使用距離 片道2キロ以上3キロメートル未満 2,000円 片道3キロメートル以上は1キロメートルを越えるごとに600円を加算した額	異なる	支給区分・支給額が異なる。	4,647 千円	49,968 円
管理職手当	課長級 給料月額の10%を支給	同じ		5,419 千円	492,636 円
休日勤務手当	祝日法による休日または、年末年始の休日に勤務したとき 1時間当たり 135/100	同		469 千円	15,633 円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市区町村長	710,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円/ 319,000 円	
	副 町 長	590,000 円 (円)	710,000 円/ 288,000 円	
	議 長	308,000 円 (円)	420,000 円/ 226,500 円	
	副 議 長	233,000 円 (円)	360,000 円/ 180,000 円	
	議 員	216,000 円 (円)	345,000 円/ 157,000 円	
	期末手当	市区町村長 副 町 長 議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.95	月分
		(24年度支給割合) 3.95	月分	
退職手当	市区町村長 副 町 長 備 考	(算定方式) 710,000円×在職月数×(35/100)×(115/100) 590,000円×在職月数×(21/100)×(115/100)	(1期の手当額) (支給時期) 13,717,200円 任期毎 6,839,280円 任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

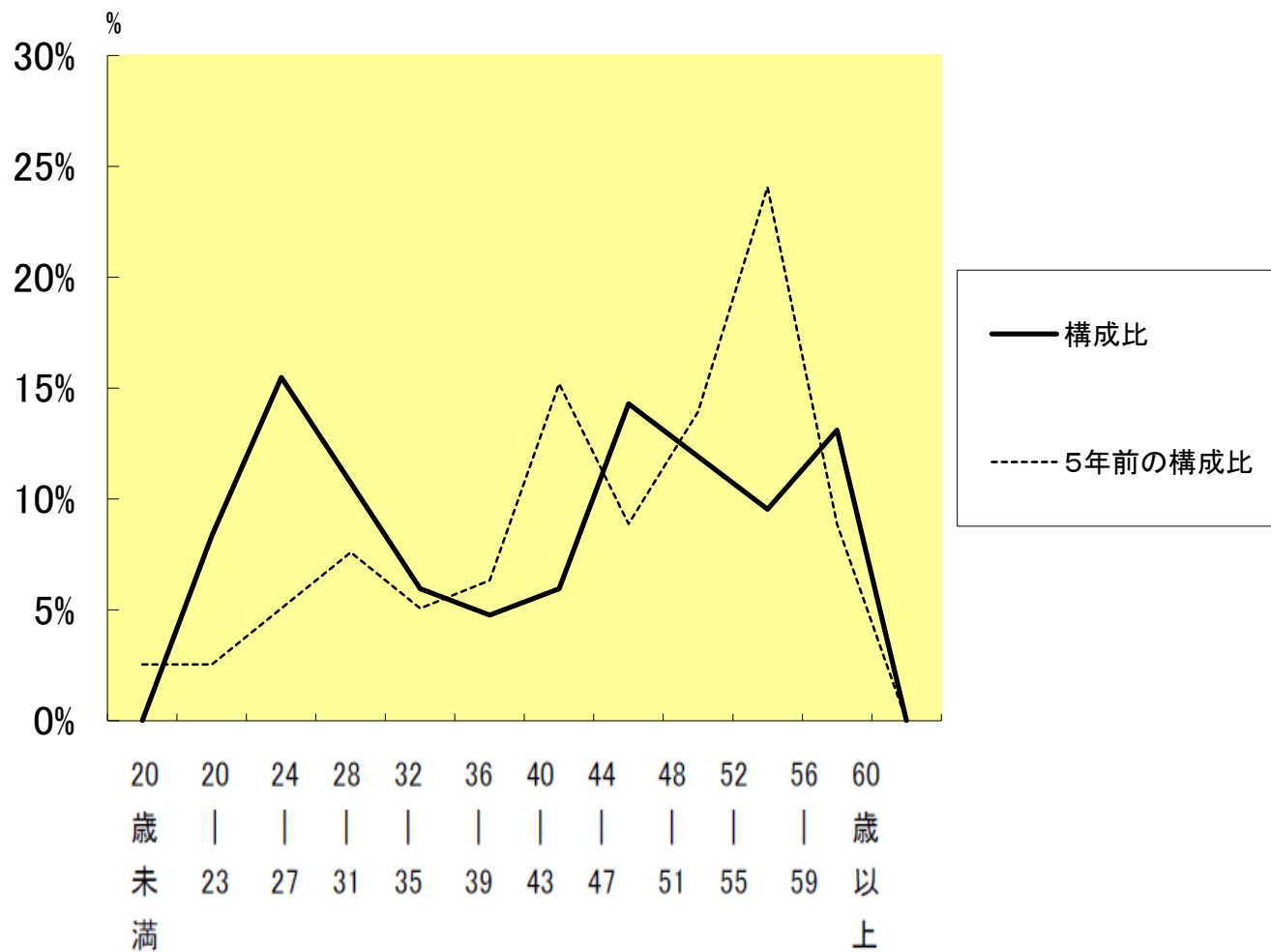
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	23	23		
	税務	12	12		
	労働				
	農林水産	7	7		
	商工	1	1		
	土木	10	10		
	民生	10	10		
	衛生	10	10		
	計	75	75		<参考> 人口1万人当たり職員数 42.74 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.26 人)
教育部門	32	31	▲1	幼稚園バス運転業務の民間委託	
消防部門					
小 計	107	106	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.39 人)	
公営企業等部門	水道	4	4		
	下水道	3	4	1	浄化槽事業の業務増
	その他	11	10	▲1	国民保険業務の一部臨時職員化
	小 計	18	18		
合 計	125	124	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.67 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	7	13	9	5	4	5	12	10	8	11	0	84

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)	
		一般行政	73	73	72	75	75	75	2
教育	29	30	31	32	32	31	2	(6.9%)	
普通会計	102	103	103	107	107	106	4	(3.9%)	
公営企業	16	18	18	18	18	18	2	(12.5%)	
計	118	121	121	125	125	124	6	(5.1%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 307,900	千円 50,921	千円 29,341	% 9.6	% 9.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	人 4	千円 19,685	千円 2,109	千円 7,456	千円 29,340	千円 7,335

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,258

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
滑川町	52.0 歳	375,542 円	412,388 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

滑川町(企業職)		滑川町(一般行政職・団体平均)	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)	
1,887 千円		1,426 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

滑川町(企業職)			滑川町(一般行政職・団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.9550 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
給水停止手当	企業職職員	給水管停止業務	1件当たり1,000円	
夜間業務手当	企業職職員	夜間工事(漏水・通水)	1件当たり1,500円	
呼出し手当	企業職職員	休日、時間外に呼び出しを受けた場合	1件当たり700円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	462 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	154 千円
支給実績(23年度決算)	462 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	154 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族 ①22歳以下の子及び孫	同じ		978 千円	489,000 円
住居手当	借家 ①月額23,000円以下の	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	自動車等の使用距離 片道2キロ以上3キロメー	同じ		137 千円	45,667 円
管理職手当	課長級 給料月額の10% を支給	同じ		532 千円	532,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日または、 年末年始の休日に勤	同じ		0 千円	0 円

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する団体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員と家族の病気、けが、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、傷害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等の「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、滑川町職員福利厚生委員会において職員の健康増進事業や冠婚葬祭事業等に取り組んでいます。平成25年度4月1日現在の会員数は、131名となっています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛け金と使用者である町の負担金によって賅われています。

また、福利厚生事業の一環として、滑川町福利厚生委員会へ補助金1,347,000円を支出しました。